

○ 金融商品債務引受業の対象取引から除かれる取引及び貸借を指定する件（平成二十三年金融庁告示第百五号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第一条の十八の二及び第一条の十九第二号の規定に基づき、金融商品債務引受業の対象取引から除かれる金融庁長官が指定する取引及び貸借を次のように定め、公布の日から適用する。</p> <p>（定義）</p> <p>第一条 この告示において「外国清算機関」とは、外国の法令に準拠して設立された法人で外国において金融商品債務引受業（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号。以下「法」という。）第二条第二十八項に規定する金融商品債務引受業をいう。以下同じ。）と同種類の業務を行う者（当該業務を行うことにつき、当該外国の法令の規定により当該外国において法第五十六条の二の免許と同種類の免許又はこれに類する許可その他の行政処分を受けている者であつて、その本店又は主たる事務所の所在する国における法に相当する外国の法令を執行する当局の法第百八十九条第二項第一号に規定する保証又はこれに準ずると認められるものがあるものに限る。）をいう。</p> <p>2 この告示において「対象外国清算機関」とは、外国清算機関のうち</p>	<p>金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第一条の十八の二及び第一条の十九第二号の規定に基づき、金融商品債務引受業の対象取引から除かれる金融庁長官が指定する取引及び貸借を次のように定め、公布の日から令和二年六月三十日まで適用する。</p> <p>（定義）</p> <p>第一条 この告示において「外国清算機関」とは、外国の法令に準拠して設立された法人で外国において金融商品債務引受業（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号。以下「法」という。）第二条第二十八項に規定する金融商品債務引受業をいう。以下同じ。）と同種類の業務を行う者（当該業務を行うことにつき、当該外国の法令の規定により当該外国において法第五十六条の二の免許と同種類の免許又はこれに類する許可その他の行政処分を受けている者に限る。）をいう。</p> <p>2 この告示において「対象外国清算機関」とは、外国清算機関のうち</p>

<p>ち、次に掲げる国において金融商品債務引受業と同種類の業務を行う者（当該業務を行うことにつき、当該国の法令の規定により当該国において法第百五十六条の二の免許と同種類の免許又はこれに類する許可その他の行政処分を受けている者であつて、その本店又は主たる事務所の所在する国における法に相当する外国の法令を執行する当局の法第百八十九条第二項第一号に規定する保証又はこれに準ずると認められるものがあるものに限る。）をいう。</p> <p>「一〇三 略」</p> <p>「三〇五 略」</p>	<p>ち、次に掲げる国において金融商品債務引受業と同種類の業務を行う者（当該業務を行うことにつき、当該国の法令の規定により当該国において法第百五十六条の二の免許と同種類の免許又はこれに類する許可その他の行政処分を受けている者に限る。）をいう。</p> <p>「一〇三 同上」</p> <p>「三〇五 同上」</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	